

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 令和元年8月20日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模原市立北総合体育館・相模原北公園スポーツ広場
指定管理者の名称	総合体育館グループ運営共同企業体
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市立総合体育館条例
施設の設置目的	体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もつて市民の心身の健全な育成に寄与する (相模原市立総合体育館条例第2条) 公共の福祉の増進に資する (都市公園法第1条) 市民の憩いの場及び市街地のみどりの創出を図るとともに、運動施設を有する都市公園として、スポーツの振興及び市民の健康増進を図る。
施設概要	所在地:相模原市緑区下九沢2368-1 北総合体育館 開設年月日:平成3年9月8日 建築面積:5,918㎡、延床面積:14,141㎡ 構造:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建 1階・柔道場(160畳)・剣道場兼卓球場(29m×14m) 2階・体育室(51m×37m)・多目的室(遮音室)(17m×14m)・トレーニング室 ・大会議室・小会議室・幼児体育室 3階・弓道場(和弓6人立、洋弓)・ジョギングコース(一周230m) 相模原北公園スポーツ広場 供用開始年度:平成4年度(平成9年度一部改修) 敷地面積:10,400㎡ 多目的運動場 夜間照明施設5基
施設所管課の名称	スポーツ課

2 管理実績							
項目(単位)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
北総合体育館 利用者数合計(人)	272,366	296,068	305,324	295,160	289,415	283,868	-
北公園スポーツ広場 利用者数合計(人)	38,311	37,252	34,045	45,029	35,091	32,807	-
利用料金合計(円)	27,648,845	28,607,507	29,951,342	36,147,533	36,641,190	34,891,525	-

3 成果指標の達成度			
指標名(単位)	一般利用人数(人)	専用利用件数(件)	スポーツ広場利用件数(件)
指標式と指標の説明	年間の一般個人利用者人数 年間の専用利用件数 年間の利用件数 、 は北総合体育館における指標、 は相模原北公園スポーツ広場における指標		

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値(人)	-	115,000	123,000	132,000	145,000	145,000	
実績値(人)	131,500	136,505	145,350	141,805	141,202	134,982	
達成度(%)	-	118.7%	118.2%	107.4%	97.4%	93.1%	
目標値(件)	-	4,500	4,700	4,900	5,300	5,300	
実績値(件)	5,136	5,188	5,979	5,306	5,314	5,243	
達成度(%)	-	115.3%	127.2%	108.3%	100.3%	98.9%	
目標値(件)	-	1,300	1,340	1,380	1,460	1,380	
実績値(件)	1,346	1,387	1,310	1,326	1,302	1,267	
達成度(%)	-	106.7%	97.8%	96.1%	89.2%	91.8%	

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

4 評価		
指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	北総合体育館の成果指標は、「一般個人利用者人数」が達成率約93%となり、「専用利用件数」が達成率約99%となり、相模原北公園スポーツ広場も、「スポーツ広場利用件数」が達成率約92%となった。各指標の平均値は、約95%の達成率となり「B評価」となるが、多くの方に利用されている施設であり、スポーツ・レクリエーションの振興や、心身の健全な育成に寄与していると評価できる。
事業・業務の履行状況	A	各種のスポーツ教室や事業などを実施し、スポーツをする場や、レクリエーション活動の場を提供することで、利用者を獲得するとともに、心身の健全な育成に寄与している。また、施設の運営管理についても、良好に履行されていると評価できる。
利用者満足度の向上度	A	利用者満足度調査について、調査方法を見直し、より利用実態に合致した調査方法となった。利用者満足度調査の結果についても、総合的な満足度について「満足・やや満足」とした回答が、北総合体育館は約92%、相模原北公園スポーツ広場は約96%となっており、概ね良好である。
財務状況の適正性	S	収入が支出を上回っており、本社等からの繰り入れは無く、団体本体の経営状況についても特段の課題はない。  この項目はグループ全体の収支状況を評価する。

#### 【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

#### 【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における「評価」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「A」または「B」が付き、「C」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「B」または「C」が付き、「D」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「C」である。
- C: 「D」と「C」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「D」と「C」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S:当該年度の達成度が110%以上
- A:当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B:当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C:当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D:当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における「3 指定管理者の団体本体の経営状況」の内容について、次の基準により評価する。

- S:評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - A:評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず(収支が一致している。予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - B:評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
  - C:評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
  - D:評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っており(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS～Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>全体を通じて良好な管理運営であり、市が定める水準以上の運営を実施している。</p> <p>成果指標については、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場ともに目標未達成となっている。北総合体育館については、成果指標に含まれない各種教室や事業などを数多く実施するなど、利用者の獲得に努め、相模原北公園スポーツ広場においても、状況に応じた整備を実施している。</p> <p>安定的な施設運営が行えていると評価しているが、現状の管理運営に満足することなく、今後も、利用者ニーズの把握に努め、新たな事業の取り組みや利用者側にたった運営を行うことで、より良い施設運営に向け取り組んでいただきたい。</p>
------	--

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	令和元年8月20日
コメント	<p>施設の稼働率も高く、管理運営は良好な状態であると評価できる。</p> <p>利用者が根付いており、多くの利用者がある中で、現在の利用者が離れないようにするだけでなく、これまで運動習慣がない市民や、利用していない市民に対するアプローチを検討し、今後も創意工夫しながら、拠点としての役割を担うべく運営してもらいたい。</p>